

平成28年第10回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成28年10月12日(水) 午前 9時30分
- ・閉会日時 平成28年10月12日(水) 午後 10時45分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席委員 23名
 - 1番 宮島 正文 2番 浦川 敬次 3番 竹本 幸哉
 - 4番 田口 宗一 5番 白畑 義美 6番 徳永 修一
 - 7番 下山 國男 8番 一谷 代継 9番 宮原千代子
 - 10番 才守 久 11番 平井 正宏 12番 阪口 修一
 - 13番 立水 庄一 16番 蓑田 正志 17番 塚本 壽
 - 18番 松原 茂喜 19番 坂口恵美子 20番 村上 久廣
 - 21番 田口 昭広 22番 牧 正徳 23番 岡本 辰男
 - 24番 井川 輝征 25番 片山 幸弘
- ・欠席委員 2名
 - 14番 小崎 良一 15番 草野 義雄
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局長 告畑 一彦
 - 事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志
- ・議事
 - 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第38号 農地法違反事案の報告審議について
 - 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第42号 農用地利用集積計画の審議について
 - 報告第23号 農地法施行規則第53条の規定による届出について
 - 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による届出について

発言者	要 旨
告畑局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成28年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。</p>
片山会長	<p>－会長挨拶省略－</p> <p>それでは、早速、議案審議に入ります。</p> <p>本日の、議事録署名委員は10番：才守委員、11番：平井委員にお願いします。</p> <p>なお、8番一谷委員は途中退席されるということです。14番「小崎良一」委員、15番「草野義雄」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。5番白畑委員は遅れるということです。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第38号「農地法違反事案の報告審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第38号「農地法違反事案の報告審議」について「農地法違反事案処理要領第4の(3)の規定に基づき、違反事案の知事への報告について本会の議決を求めるものです。</p> <p>－資料により説明－</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>「4番の田口委員」に説明をお願いします。</p>
田口宗委員	<p>申請人も最近は稲刈り等やっておられるようです。いつもは熊本から通ってこられますので、そのままにしてあり、開き直って何とも言えない状態です。この後も4条申請がありますので、そちらもお願いします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第38号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>6番、徳永委員。</p>
徳永委員	<p>写真を見たところ、杉とか檜とかを植林してあるのですか。</p>
川田次長	<p>もともと柿を植えてあり、きちんと管理をしてありました。その柿の間に</p>

	びっしり杉を植えてある状況です。大きくなったら柿木にも日が当たらなくなりそうです。
徳永委員	はい、わかりました。
片山会長	他に議案第38号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— それでは採決を行ないます。 議案第38号「農地法違反事案の報告について」ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、1番については原案のとおり県知事に報告することに決定しました。 次に議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 —議案説明— 議案第39号、「所有権移転の部1番」及び「使用貸借権の部1番」につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1番の案件を「6番の徳永委員」に説明をお願いします。
徳永委員	これについては昨日、局長と次長と現地確認を行ってまいりました。譲渡譲受理由についてはこのとおりだと思います。現在譲受人は70歳ですが、非常に意欲的に農業に取り組んでいる方でございますので、どうぞよろしく願いいたします。
片山会長	2番の案件を「23番の岡本委員」に説明をお願いします。
岡本委員	10月11日現地確認を行いました。内容は説明があったとおりですが、親子関係になります。年金の問題だそうです。現在の年金額を維持するために必要が生じたので許可申請をされたので何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。

	<p>議案第39号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p> <p>所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>議案第40号、1番につきましては、「農地法第4条第6項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。</p> <p>2番につきましては、「農地法第4条第6項第3号の許可できない要件（信用が無い）」に該当しておりますので、「許可相当ではない」と判断します。</p> <p>－別紙資料により説明－</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1番の案件を地元委員の「8番の一谷委員」に説明をお願いします。</p>
一谷委員	<p>昨日、次長と局長と3人で現地確認を確認しました。ここは食糧難の時から芋を作っていたところで、隣接地も山林になっており影響はないと思いますのでよろしく願います。</p>
片山会長	<p>2番の案件を地元委員の「4番の田口委員」にお願いします。</p>
田口宗委員	<p>Aの場所のすぐ下に実家があるのですが、そこは弟さんが継いでおられて、AもBも弟さんが管理されて綺麗にされていたわけですがけれども、申請人がここを取得されて、それから自分で管理できないので杉を植えるという感じで、このような経緯になってしまったのですが、近所にもトラブルという</p>

	か苦情が入っています。許可相当ではないと思います。よろしくお願ひします。
片山会長	説明が終わりました。 議案第40号につきまして、ご質疑ありませんか。 6番、徳永委員。
徳永委員	2番の案件なのですが、今度新しく出たのが、Aという申請がこれなのですか。であれば、Bでこのようなトラブルが起きているわけですから、Aも承認するとBのような状況になるのではないかと思います。
川田次長	今徳永委員からありましたけれども、とりあえず申請が上がったので、許可相当でないという意見を県の方に上げて、県の方で許可か不許可かわかりませんが、それが出た後の対応ですが、例えば不許可だったら、指導勧告という流れになると思います。許可であれば、何も言えない状況です。
徳永委員	現状は植林しているわけですか。
川田次長	そうです。ではもう一度経緯を説明します。 —別紙資料により説明—
片山会長	他に議案第40号につきまして、ご質疑ありませんか。 —「質疑なし」の声あり— それでは採決を行ないます。 1番につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 続きまして、2番につきまして、ご異議ありませんか。 —「異議なし」の声あり— 異議なしということですので、2番については「許可できない旨の意見」を県知事に提出することに決定しました。 次に議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 —議案説明— 議案第41号、所有権移転の部1番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。

	<p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1 番の案件を「2 1 番の田口委員」に説明をお願いします。</p>
田口昭委員	<p>昨日、局長と次長と 3 人で現場を確認してまいりました。次長の方から説明があったとおりですが、隣地からの同意を得てくださいということを事務局からも私からも伝えておりましたところ、昨日連絡があり同意を得たということですので、皆様方のご同意をよろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 4 1 号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p> <p>議案第 4 1 号 1 番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第 4 2 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第 4 2 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>議案第 4 2 号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p> <p>議案第 4 2 号「貸貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番につきまして、ご異議ありませんか。</p>

	<p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>「使用貸借権設定の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に報告第23号「農地法施行規則第53条の規定の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第23号「農地法施行規則第53条第1項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>－報告説明－</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を事務局長がおこなっておりますので、補足説明をお願いします。</p>
告畑局長	<p>説明します。現地は16,17ページにありますように、町道から少し入ったところになります。農地の隅にあり、なんら耕作条件には影響しないと思います。よろしく願いいたします。</p>
	<p>説明が終わりましたが、報告第23号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>17番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>これは字図でみると整備された農地ですか。</p>
川田次長	<p>そうです。</p>

塚本委員	ここでないと他の所ではダメだということですか。
告畑局長	角になる場所なので、耕作条件には全く影響がないところになります。道路沿いでないと管理ができないということで角地なので耕作条件には影響がない場所になります。
川田次長	補足ですけれども、ここは米田の中木場です。基盤整備をしてある地域になります。どこかに立てないといけないのですが、基盤整備してありますので、端っこになるところしかなかったということで今回の届出が上がってきたと思います。
塚本委員	そこは念を押してありますか。基盤整備してある田んぼから200mくらい離れても可能か、そこで電波の状態がダメなのか確認してありますか。
片山会長	近隣の同意ですか。
塚本委員	設置の場所の条件です。整備したところに置かないといけないのか、他の所に移すことができないかということです。
川田次長	すみません、確認はしていなかったのですが、農地法上の届出になりますので、近隣周辺への影響がないかを確認するのですが、現場を確認して、近隣の内への影響がなく、2メートル四方の部分になります。次から上がってきたら他に場所がないか確認したいと思います。今回確認はしていません。
塚本委員	基盤整備したところは、作業がやりやすいためにやっています。占める面積とか日照に影響が出るとかではなく、作業自体がやりにくくなります。整備した意味が無くなってしまいますので、農振地は極力はずして、代替地に作っていただくような、最近は都市部の方に出てきますけれども、芦北町は山の多いところですから、公共施設だと言って受け入れていると、いい農地がどんどん使えなくなっていくわけです。十分検討してください。
告畑局長	これからそういったところも気を付けます。今回は全体の中の過度の農地になりますので、許可不要ということになりますが、影響というのはまず考えられない場所を設定してあると思います。
塚本委員	言っていることが通じないと思いますけれども、整備をするのは耕作管理がしやすいようにやる訳です。その中にいくら影響がないからと言って設置するのは本来の筋ではないと思います。
川田次長	分かりました。届出に関しては、まず県庁に上がります。県庁から農業委員会、農振担当部局に意見を聞きます。現場を確認した後問題ないと意見を述べた後に、県から業者に農業委員会に転用届を出して結構ですという通知が行きます。その後、農業委員会に転用届が上がってくるのですが、業者が

	相談に来た時点で、塚本委員の言うように代替地がないか尋ねたいと思います。
松原委員	一度も農業委員会から現地を見てくれと言われたことはありません。だから塚本委員の様な意見が出るのではないですか。2件ありますよね。丸山に1件、米田に1件。
川田次長	昨年まではこの届出自体を総会に出しておりませんでした。許可不要の転用なので、個人の農業用倉庫等と同じ扱いをしないといけないので、先月から出し始めました。委員さん方にも確認をしてもらっていなかったし、事務局だけで現場を見て、総会にもかけていなかったのですが、今度から現地確認を委員さんをお願いしたいと思います。
松原委員	女島に鉄塔を建てる時に小崎委員に確認してもらいましたよね。あの時は小崎委員に説明してもらったと思います。
片山会長	事務局に不手際があったかもしれないですね。今度から現地を地元委員さんに確認してもらって、説明するようにします。
塚本委員	携帯電話の無線基地局は予定されていたところが農振地であったので、非農地に移転していただいたこともあります。その時に現地確認もしました。ぜひお願いします。あくまでも農作業がやりやすいようにということを前提にしてもらって、整備しなくても放棄地にならなくて済むのではないかと想定される場所も同じだと思います。それが放棄地対策の現実的な対応だと思います。
松原委員	もう1件あるのですが、非農地調査に行ったとき、鉄塔の予定地だったけれども、ここは整備してあったので拒否したといわれました。今の鉄塔よりも300m手前に立っています。上の墓の方に移動してもらいました。現場はいいけれども、整備してある農地だからという意見でした。中木場と城迫の間に立っているのですが、電波はおそらく道路沿いであってもミカン山であっても同じでないかなと思います。あそこでなければならぬということではなかったのではないかと思います。
片山会長	はいわかりました。今のご意見を尊重しながら今後進めさせていただきますのでよろしくお願いします。 他に報告第23号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第23号については、これで終わります。 次に報告第24号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を

	議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	<p>報告第24号「農地法第18条第6項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>－報告説明－</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第24号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第24号については、これで終わります。</p> <p>これで、本日の議案・報告について審議は終わります。</p> <p>引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p> <p>(1) マイナンバー収集について</p> <p>その他、委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ、これをもちまして、平成28年第10回芦北町農業委員会総会を終了します。</p>